

副 議 長 受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺 嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、質問議員、12番 寺嶋正。防災対策の強化をとということでお伺いします。

最初に、能登半島地震で被災、大きな被災、地震で被災に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

それでは、要旨1、能登半島地震を踏まえ、県西部地震や南海トラフ巨大地震を見込んだ建物や人的被害の被害状況をお伺いします。

2、災害時の主な避難所開設と、飲料水、水道、毛布、簡易ベッド、簡易トイレなど、備蓄品の確保策を伺います。

3、激甚災害における仮設住宅や、みなし住宅等の設置の考え方を伺います。よろしく願います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。県西部地震や南海トラフ巨大地震を見込んだ建物や人的被害の被災の被害想定につきましては、神奈川県が平成25年度から26年度にかけて実施いたしました地震被害想定調査を基準とした想定を申し上げさせていただきます。

神奈川県西部地震とは、神奈川県西部を震源地とするマグニチュード6.7の地震でございます。県西地域で震度6弱の揺れが想定され、松田町内の震度は6弱から震度4の範囲で、南側の松田地区が最も大きな震度となる想定をされております。建物の被災、被害想定は全県で、全壊棟数が5,000棟、半壊棟数が2万530棟と想定され、松田町におきましては全壊棟数が10棟、半壊棟数が210棟となっております。また、人的被害想定は全県で、人的被害は死者880人、重傷者180人、中等傷者1,780人、軽傷者2,660人と想定され、松田町は死者・重傷者ゼロ、中等傷者10、軽傷者20となっております。

南海トラフ巨大地震は、南海トラフを震源域とするマグニチュード9.0の地震でございます。国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の松田町を含む一部の市町村が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法の、南海トラフ地震防災対策推進地域に

指定されております。なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいものとなります。震度は、県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定され、松田町は、松田地区が震度5強、寄地区は震度4となっております。建物の被害は、全県で全壊棟数が7,360棟、半壊棟数が2万110棟、松田町は全壊棟数が0棟、半壊棟数が60棟でございます。人的被害想定は、全県で死者1,740人、重傷者100人、中等傷者1,020人、軽傷者1,470人と想定され、松田町は死者ゼロ、重傷者ゼロ、中等傷者不明、軽傷者不明となっております。

2つ目の御質問にお答えいたします。主な避難所は、生涯学習センター、松田小学校及び寄小学校など大型公共施設でございます。主な物品の備蓄数でございますが、食料1万3,760食、ペットボトル飲料水500ミリで11万536本、毛布1,500枚、マット500枚、テント500張、簡易トイレ1万個、マスク15万枚でございます。備蓄している場所は、リスク分散を考え、役場防災倉庫、松田小学校防災倉庫、寄小学校防災倉庫、そのほか第1・第2水防倉庫などにも保管をしております。

食料備蓄に関しましては、神奈川県の備蓄や個人の備蓄を考慮する必要性がございます。個人の備蓄は3日間が基準でございましたが、富士山溶岩流の流下の可能性から、5日間を令和6年度から新たな基準とする予定でございます。現在の想定では、物品はほぼ充足しておりますが、令和6年能登半島地震や富士山火山対策に向けて、令和6年度に新たな基準を定め、不足している物品があれば補充を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります、にお答えをさせていただきます。激甚災害とは、大規模地震や台風など著しい災害を及ぼした災害で、被害者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもので、激甚災害法に基づいて政令で指定されます。近年指定された主な災害は、平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟中越地震、平成19年台風5号による暴風雨災害、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、そして令和6年能登半島地震は1月11日に指定されております。

激甚災害に指定された場合、住家を失った被災者で自らの資力では住家の確

保ができない方に対する応急仮設住宅の建設、または民間賃貸住宅の借上げ、いわゆるみなし住宅などで、国や地方公共団体が住居の安定を図ってまいります。また、災害救助法が適用された場合、同法第2条及び第30条の規定に基づき、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は県知事が行い、建設用地の確保は町が行います。

現在町の建設用地は、学校のグラウンドや町有地の7か所を指定し、216戸が建設可能としております。みなし住宅は自分で場所を選べて、早く入居できる利点はあるものの、被災者が分散してしまうことから、行政や団体の支援が難しいと言われる一方、建設型の仮設住宅には被災者だけが身を寄せるため、コミュニティ形成は容易でございますが、2年の制約があるため徐々に入居率が減り、衰退する問題があることも伺っております。今後予定されている地震などの災害により、様々な対策について近年起きている災害から学び、想定外な対応を少しでもなくすよう準備を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

12番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。1点目は、建物や人的被害の想定、被害想定と、あと前者の方と若干重複する部分あります、と思いますが、耐震化などについて伺います。マグニチュード7.6、最大震度7を観測した能登半島地震から2か月以上経過しました。石川県では、全体では2月末の時点で死者が241人、そして関連死が、そのうち関連死が15人となっております。住宅被害は7万5,000棟を超えており、避難者も1万人以上まだおります。さらに断水も1万8,800戸とございます。この大規模地震、新潟地震…能登半島の大規模地震では、地盤の隆起や液状化等により、想定外の被害となりました。先ほど回答がありました被災者の被害想定ということでありましたけれども、この、今言ったようにね、地盤の隆起とか液状化も加味しての被害想定になっているのでしょうか。

あとはですね、今、松田町では地域防災計画が策定が行われておりますけれども、神奈川県が24年度か、今年度末までに地域防災計画を見直すというふうに伺っておりますけれども、そういうことでの被害想定というのがね、今後どうい

うふうに変化していくのかをお伺いをしたいと思います。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。この被害想定が能登半島の地震を加味しているのかというところにつきましては、そういったものを加味してるのかというのと、ここの平成27年の想定のところでは、この能登半島の地震を加味してるというのではないと思いますが、このもともと計算の仕方が、マグニチュードに対し、そこの地盤に与える影響を考慮して震度を出してますので、隆起とか影響というのを全く考えてないというものではないと考えてます。ただし、能登半島地震の影響を考慮しているかというところ、そこは考えてないデータになると考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 今、先ほど私が言いました、2024年度末までに神奈川県が地域防災計画を見直すというふうになっているようですけども、そうした場合ね、当然県と関連しますから、町もですね、県の防災、地域防災計画に基づいて見直しが必要になってくるのではないかなと思いますけども、その辺についてお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。地域防災計画は災対法、災害対策法に基づいて国がまず修正をしまして、その後県が修正、そしてその内容で必要なところを地方自治体の地域防災計画修正していくという内容になってます。したがって、県・国は毎年修正しているものです。その内容につきましては、町のほうに情報提供がありますので、その内容のところ、大きな影響を与えるようなところは、町のほうでもその修正のときにその内容を入れて、また県のほうにこのように修正しますと、連携をしながら修正していった状況であります。以上です。

1 2 番 寺 嶋 その辺は大体分かりました。あとはですね、この防災計画ね、防災、被害を軽減するということでは、まず先ほど言いましたけども、地盤の関係ね、地盤の隆起とか液状化、これはですね、当然町も重点地域を見定めてね、地盤調査をする必要があると思います。

それからですね、特に2000年の新しい新耐震基準というのがね、最近、今、最新が2000年の耐震基準なんですけども、これでもね、ここの基準でも地盤調

査というのがね、とか筋交いとかがいろいろありますけども、その辺がね、特に木造住宅に対しての耐震強化、こういうのがね、重点だと思われそうですけども、町も当然ね、先ほど町長が言いましたように、例えば神奈川県西部地震では、県西で震度6弱の揺れが想定された場合に、松田町の震度は6弱から4での範囲ということで、南側の松田地区が最も大きな震度と想定されているということなのでね、そういう南、松田地区から重点的に木造住宅が多いところをね、やっぱり耐震強化と液状化対策ということで、対策をね、練る必要があると思いますけども、その辺についてお伺いをいたします。

まちづくり課長 何点か御質問を頂いた中で、耐震の基準に関するお話がございましたので、その点に関してでございます。町の住宅等、いわゆる耐震改修促進計画、これはですね、先ほども少し説明があったかと思えますけども、平成22年に策定をして、先ほど2000年というくくりのお話もありました。都度都度ですね、改定というのを、3度ほどしてるんですね。これはやはり震災、また起きたときの地震の種別によって、さらに木造の住宅というものをより強固にしなければいけない。こういった視点からも改修計画の見直しをしております。今現在のその促進計画自体が令和3年度に改定して…2年度に改定して、7年度まででございます。この計画というのもまた随時、先ほど議員おっしゃられたような様々な視点のお話が今回もありますので、そういったものを踏まえて改定をしていくのかなと、見直しをしていくのかなというふうには考えてございます。

12番 寺 嶋 その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

それでは次にですね、2点目の災害時の避難所開設と備蓄品確保について伺います。先ほど備蓄品の関係ではね、詳細な部分を御回答頂いてありがとうございます。まずはですね、地震災害対策本部の設置から警戒態勢ということでお伺いしたいと思うんですけども。もちろん地震注意報とか警戒、または警戒宣言が発令されたときに、松田町の災害対策本部の設置ということで、職員の皆さん方は定められた場所への参集して、それで配備態勢に就くということになると思います。あとは警戒宣言発令に伴って町民の対応行動ということにつきましてはね、やっぱり防災行政無線を通じて呼びかけ、そして避難勧告やま

たは避難指示等を周知します。そして避難場所への情報などをね、提供するということになると思います。そこまで、避難所の開設の前までにそういうことがね、当然警戒態勢というのは必要になってくると思いますけども、その辺の体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。ただいまの議員がおっしゃられたとおり、町のほうでは震災があった段階でその震度に応じまして体制をそれぞれとらさせていただきます。そして避難所の体制というふうに申されましたけれども、まずは参集をし、その避難者は広域避難場所、場所等に震災の場合避難すると思われしますので、あと避難所のところの安全の点検等を町は実施し、それが避難所に入れるような段階で避難者に対し避難所の中に避難等をしてもらう。あるいは自分の自宅の確認をしてもらう。このような行動になると考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 はい、確かにそのとおりだと思いますけども。あとはですね、やっぱりそういう皆さんの安全を確認して警戒本部についてからですね、避難所の開設ということになると思いますけども。避難をされる、必要とされる方々のためにあらかじめ、先ほど指定された施設、避難場所に、避難所をですね、避難所を開設するとなりますけども。先ほど主な避難場所ということで回答がありました例えば町立公民館、生涯学習センターの中のね、町立公民館、あとは松田中学校屋内運動場、それから寄小学校屋内運動場等の指定避難場所に大体どのぐらいの方が收容されるといいますか、そういうふうなスペースを考えてもね、收容人数はどのぐらい見込んでいるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。現在の地域防災計画の中で、避難所の收容範囲という記述がありまして、そここのところで避難所は全て全部で30か所、人員が3,748名というふうになっております。その中で、回答で申されました大型の指定避難所ですと1,300程度、このように考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 およそ大型避難所で大体1,300人ぐらいが收容可能であるということで一応分かりました。

次にですね、避難所の運営ではね、大切なこととして、男女のニーズの違い

とかね、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮する、してですね、その自主防災会組織の代表者、施設管理者、あるいは職員等で構成する避難所運営委員会など設置することが必要になると思いますけども。それでね、避難所の円滑な運営を行い、そして被災者に対する給水とか給食措置などがね、実施できるように努めなければならないと思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。町のほうでは令和3年度避難所運営マニュアルというものをつくりまして、今議員がおっしゃられたようなことを反映させます。例えば避難所運営委員会に女性が入ること、あと避難所を設置するときに要配慮者に考慮した施設をつくること、あとはそれぞれの避難所の中でそういった要避難者の場所というのは独立的に設けること。そのようなところを避難所マニュアルのほうに記載しております。以上です。

12番 寺 嶋 やっぱり女性の方のこともね、配慮して十分そういうことでやっていただきたいと思います。あとは避難所運営での避難所設置あるいは収容状況を把握するこの、こういうことがね、大事だと思うんですけども。そういうことでね、個人情報に配慮しつつ、避難者名簿を作成すること、あるいは先ほど言いましたように、被災地の男女ニーズの違いを踏まえた、この男女双方のね、視点や参画に十分配慮して、避難所における良好な生活環境の確保をですね、どのように考えているのかお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。避難所の入ってる期間というのが1日から、あるいは今回の震災のように1月、長くなると思います。その避難所マニュアルに記載したとおり、例えばごみの処置、トイレ、あと警備ですね。そういったものも含めて、中の生活環境というのが維持できるように考えたもので計画していますので、運営のときそのように運営できるよう追求いたします。以上です。

12番 寺 嶋 その辺はしっかりやって、避難所の設置、運営等しっかりやっていただきたいと思います。あとは2011年の大地震でもね、ありましたけども、帰宅困難者の対応ということで、東日本大震災でもね、相当途中交通機関途絶して帰宅で

きないとかということで、帰宅困難者が出ておりますけども。そういう方々に対しての町の避難場所の設置ということでは、どのように考えているのでしょうか。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。専用の場所というのは特に指定はしておりませんが、町の中の避難所のところから最適な避難場所を指定して、帰宅困難者に一時的にいて、水と毛布等を配付し実施しようと考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 それでは次にですね、先ほど前者の方と重複すると思うんですけども、食料などの備蓄品に対してはね、現在の想定ではほぼ物品は食料とかトイレですか。そういうことも含めて、大体物品はね、足りて、充足してるということではありますけどもですね。この能登半島地震は、富士山火山対策に向けてのこの令和6年度に新たな基準を定めて、不足している物品等があれば補充を図っていきたいというんですけども。これは当然県のほうも今、今年度予算でね、不足してる分は市町村で配備をするというようなことになっておりますけども。その辺の不足品に対しての補充策というのはどういうふうにするのでしょうか。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。補充というか、物品は劣化するものもありますので、新しく更新するものも出てくる。例えばトイレとかあるいは水を吸うもの、マスクもそうですけれども、その保存期間に応じてある程度ものを交換していく。そうやって物品を図ろうとしています。以上です。

1 2 番 寺 嶋 トイレの話がありましたけども。令和6年度予算ではね、マンホールトイレとかというのはね、設置するようなことになっているようですけども。これは大体場所はどの辺にするのか、マンホールが当然近くになきゃできないんですけども。設置場所とか、それから何件ぐらいを見込んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

安全防災担当室長 今年度購入するマンホールトイレは松田小学校のところに装備されてます。5基の部分でその便座とテントの部分ですね。それを購入して活用しようと考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 それでは最後に激甚災害における仮設住宅の設置についてお伺いをいたしま



す。この応急仮設住宅の設置ということで、災害救助法が適用された場合は県が行って、町が協力するということになっておりますけども。この応急仮設住宅の着工時期ということで、震災が、災害が起きてね、それから大体どのぐらいの日にちでこの仮設住宅、原則プレハブ住宅になると思いますけども、どのぐらい、速やかに着工するそういう基準といたしますか、何日ぐらいの間に建設をする必要が、することになるのでしょうか、お伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。基本的には能登半島地震でも分かるとおり、大体一次避難、二次避難というものを決めて、その後に仮設住宅、あるいはみなし住宅の入居を要望するようになります。本地震では一月後から土地の選定を始めて、あとみなし住宅の要望を受け付けるようになったのが同じく1か月程度と認識しております。こちらのほうで発災した場合も同じようなタイムスケジュールになるのではないかとと思われます。以上です。

12番 寺 嶋 大体私が一応今回質問するということで3点お伺いいたしました。最後に、予想されてる地震など災害により、様々な対策について、毎年起きてる災害から学び、想定外的な、想定外な対応を少しでもなくすよう、要するに災害を少なくするという事に準備を整えていきたいということなんですけども、その心構えをですね、町長にお伺いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

町 長 御質問にお答えいたします。もうおっしゃるとおりに、我々が今ずっと対応しているのは、一つ一つの想定してた以上のことが起きるたびに、それじゃ足りないようなことをずっと充足してるような状況です。ある程度我々も我々なりに想定はしてますけども、それがやっぱり想定を超えるということになった場合をなるべくなくすようにというふうなことで、この表現を書かせていただいています。何か起きたときのあとの理由として、いや想定外だったんでと、そういった言い訳をできないような立場であるのは重々認識はしてますので、そのぐらい危機感を持って対応していきたい。ただ、ね、中津川議員さんの質問ありましたように、いろんな対策するためにはお金が必要になってきます。そのためにも何を優先してやっていくべきかというところを、やっぱり町民の

方々にもよく理解をしてもらいながらやっていかなきゃいけないですよ。なので、未来への投資も必要だということで、そっちのほうにばかりやっていると、足元がすくわれるようかなというようなことを、中津川議員の質問を聞きながら感じたところでもありましたので、その辺はある程度予算、今回は令和6年のですね、予算を組んではいますけど、途中からでもちょっと組み直しをするなりして、優先順位を考えたほうがいいのか。予算には限りがありますけど。そういったものを含めながら対応していきたいというふうな心構えでやっていきたいと思います。以上です。

12番 寺 嶋 はい、終わります。どうもありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。休憩中に昼食をとってください。午後は1時30分より再開いたします。 (12時04分)